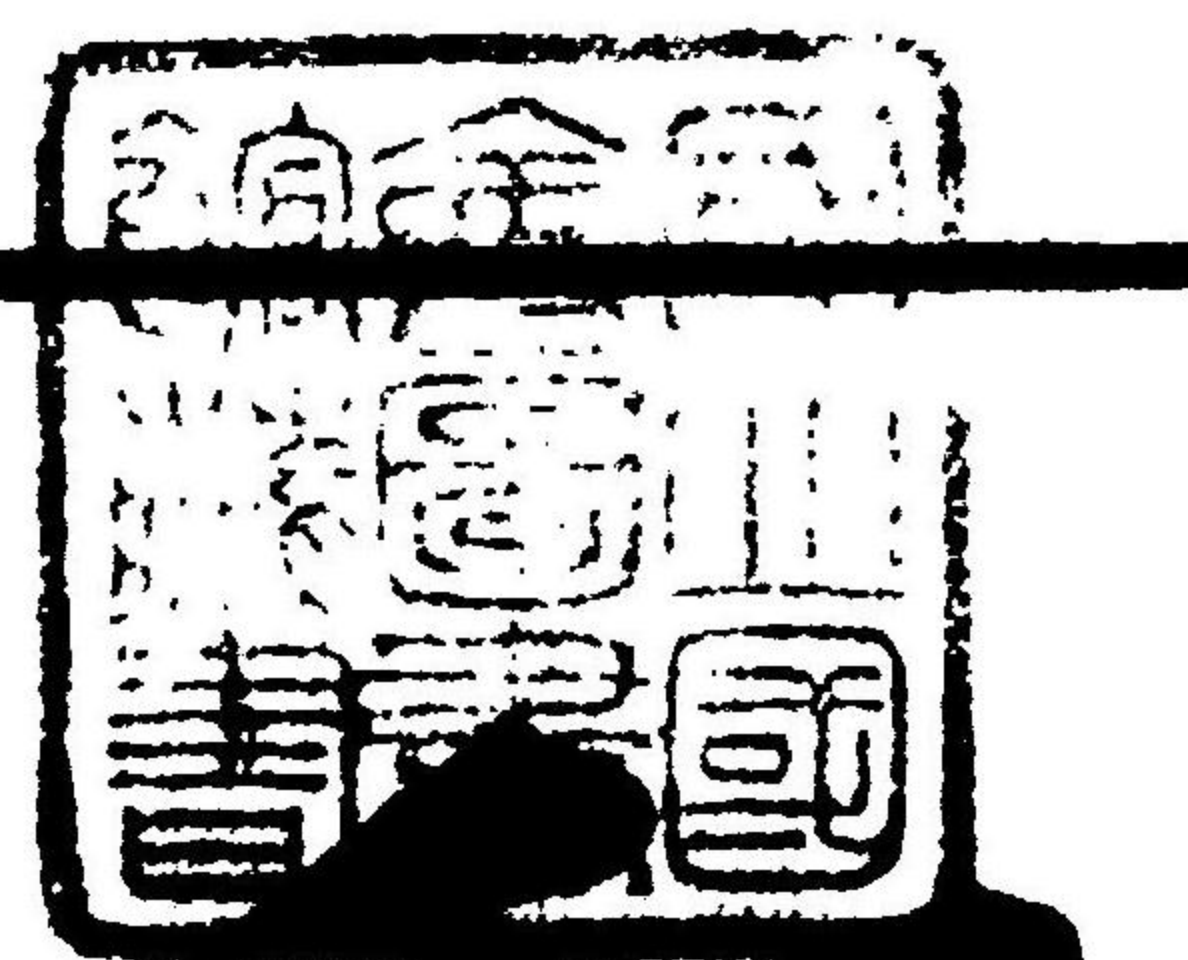


明治二年秋新鑄



租調考

尾張 從容館藏板



412591

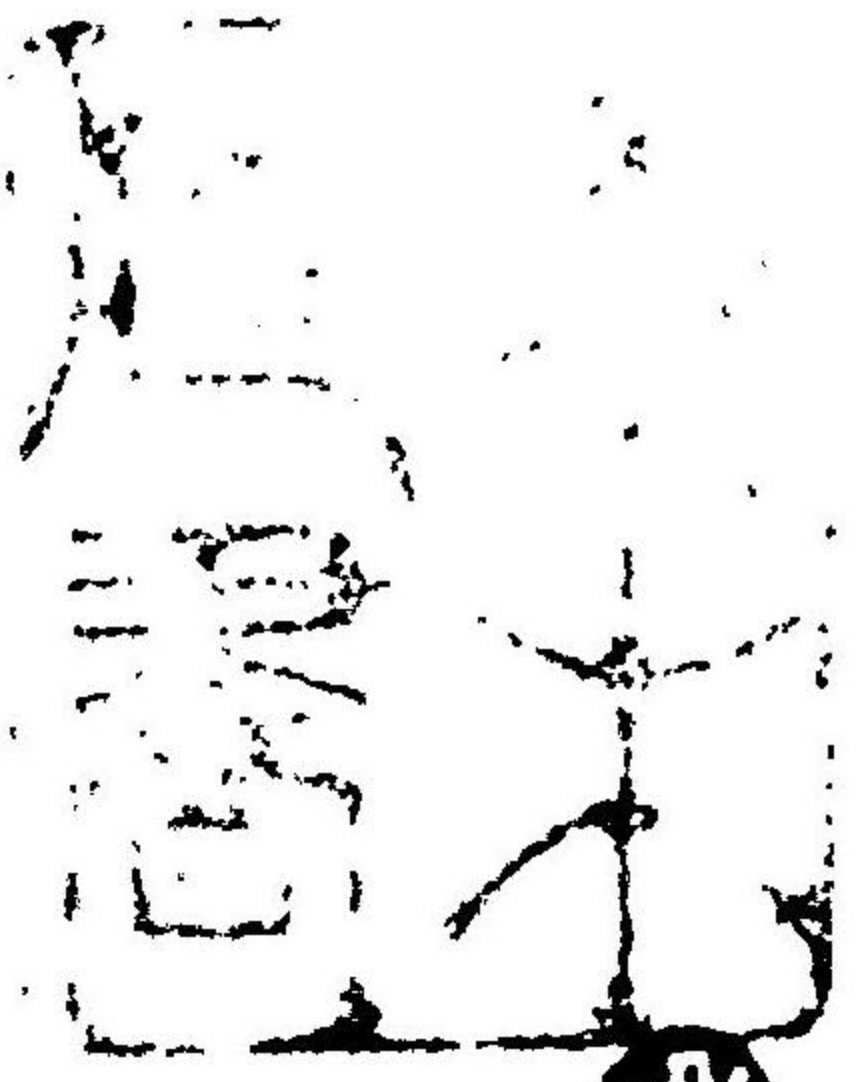
345:1111734

麻田月五至十月
一書 (租調考三浦千春)
一册四 圓

租調考序
尾張
從容館藏板

。租調考序。

345.21M573A



出

明治二年秋新集



麻田月五至十月

一書〇租調考三編千春

一冊四

圖

出

租佃考序
一、租佃考序
二、租佃考序
三、租佃考序
四、租佃考序
五、租佃考序
六、租佃考序
七、租佃考序
八、租佃考序
九、租佃考序
十、租佃考序

〇租調考序

景行帝の御代は七十七王を国造和氣稻置縣主
と封じし。

成務帝の御世は、大國小国の国造大縣小縣の縣主を定
まへり事古事記に見えし、かくて諸国は国造君別直稻
置縣主首なむとくさくの差等あつしうち小国造はこ
とよ上なりと見え此外さいつれ高くいつれ卑しりん
其けちめ今ハ詳ならぬと大く此くさくの等の人とも
の其国縣を治めしありとまよハ西土三代封建といへり制
此ことくよて諸侯は公侯伯子男の五等ありしといふも
国造以下縣主なるとの等ありしと似たり。

如何ん地
重物ヲ身

新コトヲ稲
ヲ授ケル

されハ其国造等ハ任し給はざる公田の地ハ別ニ司を置
て貢物を奉りしめぬハ成へし其貢物ハさまく有へん
と第一主とするところハ田租なる論なりさるハ先此
皇国よてハ農を殊ニ重くせらるし所よて其よりハ
天孫降臨の御時。

天照大御神勅して曰以吾高天原所御齋庭穗亦當御於吾兒
とありて稻種をしめしことさらふかく勅して授けし是を
大八洲の国内ニ殖播して
天皇の御饌を千万秋の後よても豊く不足ししめ給りんと
の御事依しのみなり。

皇孫此用^{スノミ}天降^{アメノリ}て農業^{カシノミ}を教^シひ^ハ稻^{イネ}より始めて
五^{イヒ}の穀^{カシ}う^ハい^ハく^ハ甲^ツし^ハふ^ハ登^ノりて豊葦原^{トヨアシハラ}乃瑞穂^{ミツホ}国^ノの名^ナよ
こと小空^{オホソラ}く^ハ天下^{アマノタ}の百姓^{オホミヤコ}富榮^{トヨシ}え種^{タネ}く^ハの貢物^{ツギモノ}を奉^{ホウ}り統^{トウ}
けて上^ウも下^シも平^{ヒラ}らなく安^{ヤス}く足^タいぬことなくかく大御^{オホミ}民^{タミ}
の貢進^{ツギモノ}諸^{モロ}の御調物^{ミツギモノ}みつき^ハ御供^{ミツギ}給^キよて公^{キミ}よ用^{ヨウ}ひ給^キハ則^{ナラ}
天^{アメ}日^ヒの神^ノの
ふ物^{モノ}と下^シより供給^{ツギケ}たてよつる事^{コト}

皇孫^{ツギノミ}よ給寄^{ツギヨサ}し^ハる^ハよて其^{ソノ}を受^{ウケ}納^ネ知^チし^ハめ^ハを天^{アメ}日^ヒ継^{ツギ}知^チ
し^ハめ^ハとせ^ハり^ハ志^{ココロ}を^セハ^ハ即^ヤ天下^{アマノタ}志^{ココロ}ろ^ハし^ハる^ハ御事^{ミコト}にも
ま^ハれ^ハる^ハなり書^シ紀^キ尔^ニ騰^{トウ}極^{キョク}古^コ云^ク日^ヒ継^{ツギ}也^ト註^ツせ^ハら^レて天^{アメ}子^シの御^ミ
位^イのう^ハを日^ヒ継^{ツギ}と^スし^ハこの御位^{ミコト}を継^{ツギ}る^ハふ^ハへ^ハき皇^{ミコ}太子^{タシ}と^ス日^ヒ

嗣^シの御子^{ミコ}と^ス奉^{ホウ}る^ハこ^ト彼^カ是^シと^ス以^{ヨリ}て案^アする^ハ天子^{テンシ}の御位^{ミコト}ハ
日^ヒ大神^{オホカミ}の寄^ヨし^ハる^ハ天下^{アマノタ}の御調物^{ミツギモノ}を^シ受^{ウケ}い^レ知^チし^ハる^ハを以^{ヨリ}て
重^{オモシ}し^ハる^ハ事^{コト}い^ハち^ハ志^{ココロ}る^ハ神^{カミ}皇^{ミコ}正^{マサ}伊^イ紀^キ 神^{カミ}武^{タケ}天^{アメ}皇^{ミコ}の條^{ジョウ}
床^{トコ}と^ス同^{ナシ}く^ハ志^{ココロ}ま^ハり^ハます^ハ皇^{ミコ}宮^{ミヤ}神^{カミ}宮^{ミヤ}ひ^トつ^ハなり^ハる^ハ国^{クニ}の
御^ミ調^ツ物^{モノ}と^スも齋^{イハヒ}藏^{サウ}よ^ハを^シさ^メて^ハ官^{ツカサ}物^{モノ}神^{カミ}物^{モノ}乃^ハま^ハき^ハた^メな^リき^ハ
と^スあ^リる^ハな^リよ^ハて^ハも御^ミ調^ツ物^{モノ}を^シ重^{オモシ}く^ハせ^ハら^レし^ハと^ス知^チへ^ハし^ハる^ハ叔^{ウヂ}其^{ソノ}種^{タネ}く^ハの御^ミ調^ツ物^{モノ}の中^{ナカ}よ^ハ上^{ウヘ}
よ^ハい^ハへ^ハる^ハ如^{ごと}く

神^{カミ}勅^{ツケ}の^ハこと^ハなる^ハ故^ゆに^ハ有^アて^ハも稻^{イネ}を^シ主^{ヌシ}と^スし^ハる^ハと^ス田^タ租^{ソウ}の^ハ事^{コト}
一^{ヒト}なる^ハ事^{コト}論^ロる^ハ其^{ソノ}餘^ノの御^ミ調^ツ物^{モノ}の^ハ品^{ヒナ}も^ハ今^{イマ}委^{タテマ}し^ハる^ハ知^チか^ハく^ハと
い^ハへ^ハと^ス然^{しか}れ^ハとも
檀^{タン}原^{ゲン}朝^{チウ}よ^ハ天^{アメ}富^フ命^{ミコト}と^スて^ハ日^ヒ鷲^{シウ}命^{ミコト}の^ハ孫^{マコ}と^ス奉^{ホウ}て^ハ肥^ヒ饒^{ニホ}地^チと^ス求^{モト}めて

田租六稿
アトシ
麻

贄

阿波国尔穀麻の種と殖し。又東国にも麻穀と播殖てよき
麻の生一町と総田今の上総下総是なりといひ穀木の生は
る所と結城郡といひ一より古語拾遺に見えらるの穀麻と殖
志め阿波国尔日鷹命の子孫ありて後々までも大嘗の年
と當りて木綿麻布及種く物と貢りてともてこれいふはら
み是らの貢獻有するを記してあられ猶海山下もさきくの御
贄こまへハ天皇の供ハ奉り成へり。
遙く後よりあれと。
應神帝の御時吉野国拙人土毛を獻す其土毛ハ栗菌年魚
の類又

仁徳帝と菟道皇子と御位と相譲りむひころ海人鮮魚
の苞且と奉り互に受けいれぬいさりころハ行こひの間は
其魚鱗れたりるかと古事記書記に見え万葉集の歌は
御食つ国日の御調とあるハ
天皇の召上りの御饌の物と奉るといへるかり是らとも
思ふへり。

其後

崇神帝十二年始按人民更科調役此謂男之弭調女之手末調
也と書記よあるされて課役の名目始て爰よ見えりされ
と此御代よ始て御調と科せりへるよハあらうてむねと人民

出雲神代時
田租外
更調役
ノ科

田租
手末
物

戸口を校^{カム}檢しめて殊^カさらは調物の制を定めまひしとさる
ハ更科調役と見えて始^ハてとい記されざるを思ふへし。手末の
調ハ弓もて射獲たる獸肉又其皮などの類手末の調ハ女の
手しと造れるものよて絹布などの類といへり。但し男の調
上代よも弓もて射得たる物のとよハ限らざるへなれと主
とす。所ともてかくいひて女の手末調ハ對^カへるハ言の文
也。御鎮坐本紀ハ男弓弭^カ物大刀小刀矢楯鉾鹿皮角猪皮忌
歛^カ忌鋤類是也。女手末^カ物麻桶綿柱天織具荒衣和衣袴前御
調類是也と有。叔^カくは御調物の事ありて田租の事の
とえぬハゆりよといふ。此弓弭手末の調といへるハ上古

よも国造別稍置などの治め来れり。国々所々の人民を校檢
してそのひ廣く調役を定めまへるよて公田の租の事ハ
やく前代より定まれば制のまゝよて改め更らる事あら
ざり。成へし何ともて志ら云とされハこの御代ハ四道將
軍と拜て不庭と討荒俗と緩しむ。教化行なれて海内無事
かり。此時ハ當りて大に農を勧め地の利をたこしむ。書紀
ハ六十二年秋七月詔曰農天下之大本也。民所恃以生也。今河
内狹山埴田水少。是以其国百姓怠於農事。其多用池溝以寬民
業とありて。其年の冬依網池^{ヨサシ}荻坂池^{カサガサ}及折池^{サカラン}を作らしめり。み
る見えし。かく御心を稼穡^カ盡しむ。ふも年穀豊饒しして

○租調考

○五

上下安寧ならんと思しめす。若是より先は田租の制なく、必爰に至りて其さし有へきことよりわかるを唯農を勧め給へるのこゝにて田租の事のいさくも見えざるは前代は因襲ひて別は其制の變事なりと知へし。其始めよも論ずることなく田租は人皇の始より有て万葉の歌にも稻穀を万の調の最上とせし由見えざるは上古より志こいひ傳へしことのある成へし。

万葉集十八長歌まめるぎの志よまの國の天の下よもの道よハ馬の丸いはくはよハミ船のへれいをつるよてよいよへよ今のをつくよ万調まつる司と佃りたるよ此

かきりひひとまこ

次

屯倉

垂仁帝御世は始て屯倉を来目邑に興し。又河内國は高石池茅治池倭國は狭山池迹見池を作らしめ諸國は令して多く池溝を開くむ其數八百あり民農をもて事とす。大に富榮えたるよし書紀に見え又同書よ。

景行帝御世五十七年冬十月令諸國興田部屯倉とあり此事と古事記よハ定田部又定倭屯家と見えし。抑屯倉の目。垂仁帝の御時始て見えしれとも是より始まるはあらん。猶是より先の御代より有しならんといふ説あり然れとも

御料
朝廷
倉庫

是ハ上古より御料の地ニ始テ倉廩ヲ建又官家ツカサトコロニ造ラ
シメ公田の穀ヲ藏メラレミタケナラミヤケンサレハ御料の公田是ヨ
リ先ミヤケニ有ミヤケハ論ミヤケマミヤケレト屯倉ヲ建ラレハ実ニ此御世ツカサトコロヲ
始テツカサトコロカツカサトコロルツカサトコロニ才叔屯倉ハ本居翁説ツカサトコロニ官野ツカサトコロの事ツカサトコロニテ国々野々
ニある

朝廷の御田の稻穀ヲ納ル倉廩及官舎ミヤケヲ弥夜氣ミヤケト云ミヤケナリ又
其御田カネアヲ包合カネアセテ常カネアニヤケカネアトイヘリ其御田カネアヲ掌カネアル人
ヲ田令カネアトモ田司カネアトモカネアイハ其御倉官野カネアヲ掌カネアル人カネアヲ屯倉首カネア
トイヘリト聞ゆト又田部ハ屯倉の御田カネアヲ佃カネアルカネアニ爲カネアニ
定メ置ルカネア民の部カネアカカネアリカネアスカネアテ部カネアトカネアソカネアムカネアト今武家カネアニテ某組

御料

とソカネアムカネアトカネア一組カネアトカネア部カネアトカネアイヘリ田部ハ屯田カネアヲ佃カネアル
公民カネアカカネアリカネアサカネアテ書紀カネアニ

成務帝御世令諸国以国郡立造長縣邑置稻置並賜楮才以為
表則隔山河而分国縣隨阡陌以定邑里云々是以百姓安居天
下無事焉カネアトカネア忍カネアエカネアテカネアモカネアテカネア諸国の

朝廷の御料又国造縣主稻置カネアナカネアトカネア任カネアスカネアヘカネアルカネア国郡の封境
ナカネアトカネアノカネア事カネアも此御代の頃より漸カネアクカネアキカネアハカネアクカネアハカネア定カネアサカネアレカネアルカネアコ
古事記傳云いカネアムカネアハカネアの大カネアタカネアノカネア事カネアトカネア心得安カネアクカネア今カネアの世カネアニ

准カネアヘカネアテカネアイカネアムカネア国々カネアカカネアルカネア国造別君直稻置縣主カネアナカネアトカネア今カネアの諸
大名カネアノカネア事カネアトカネアモカネアテ屯田カネアトカネアソカネアムカネアハ諸国カネアニカネアあるカネア公儀カネアの御料地

田部、別名
田置、田部

田部
田置

田部
田置

田部
田置

のことく、屯倉ハ其御藏御代官所のホとく、たる物なり。但し
屯田ハ處々ハ散在^{アラカ}テ、敷いと多く、今の公儀の御料おとのこ
とく、一處ハ廣く大きにて在り、ハあらは屯家も、^{屯田}屯田
の所毎ハ各あり、^{以上}といへり。案するよ。

垂仁帝より以來、御代々々、屯倉を所々置る事いとた
ほく。

安閑帝の御代、ハ、国々置る所の屯倉すへて二十六所
あり、其後

推古帝御世、毎國置屯倉とも見え、^{ゆり}されと、后妃廷臣等よ
多へるも、多くと申れ、ハ、屯倉の地悉御料のまよ、ハ、あらさり

いかり、かくて此屯倉の田ハ、上ハ見え、田部と唱ふる公民

と、役して耕作せしめ、^{鎌丁}鎌丁とり、^外外ハ加へ仕ふ、^{丁男}丁男成へ、其田の獲

稻の内よて、田部の勞ハ當るハ、^免免して其餘を税と

て、収められ、^田田令屯田司なく、其事を掌れるさまあり、

書紀ハ

安閑帝御代、詔櫻井田部、連某某等、^{主掌}主掌屯倉之税と見え、^{あり}あり、

上古の田租の法、屯倉田部を置れ、^{より}より一變せ、^今今考る

所なし。

屯田の耕種、田部を役する事、西土の井田助法ハ似たりと、
本居翁といわれ、^たた、^りり、^はは、^志志、^らら、^かか、^りり、^とと、^もも、^定定、^めめ、^かか、^ここ

。租調考

。ハ

此の御料地
 御縣
 官田也
 京畿内
 六ヶ所
 天皇供御
 物の作に在

一屯倉の税ともあれハ猶是ハ貢法なるへきよや熊澤伯
 継翁云本邦王代よりよ及り武家の代とてかかても貢
 法を用ひられり日本土地ハ井田の法ハ用ひり
 此外尔御縣と唱へて

朝廷の御料あり此ハ供御の料の物を作りて奉る御荘のれ
 を京畿に定められて大倭国の内ハ高市葛木十市志貴山邊
 曾布すんで六ヶ所の御縣あり

あづまハ古事記傳の説ハ上田の意にて畠より負る名の
 ようまれハむの島多よ野よて菜園地のたぐひなりん
 然れとも水田も亦有りなり

推古帝御代藤原大臣奏して葛城縣を得て封縣とせんみと
 乞申志くよ申させ給ハさりことあり御縣を定めり
 る始ハ定かならぬといと古くより有りと見えり初年祭
 とも御縣ハ坐神と申祝詞あり此六縣神名帳ハたのく御縣
 神社ありて皆大社なり

朝廷供御の物を貢進する地なる故ハ其神を重く祭り給
 ひて祈年の祝詞もある成へり此御縣と云ハ祝詞考ハ御縣
 と今ハ官田といふよて畿内ハ

天皇乃供御の物を作る御荘といふも是かりとあり古事記
 傳ハ上代ハ

朝廷の御料をすんで縣とすふとあれとも諸国の縣より。租税をけりめ供御の物なと奉りするも史典に見えぬ。屯倉こそ御料よていあれ。遠国亦某縣としてある地。ことごとく御料なりとい思われ。こゝ古く倭国は此六縣を供御の料の地と定めて。ことよ親しく。廣瀬祭立田祭なと。六は縣の刀祿男女まうて集ふ。予祝詞よ。凡えゆるな。志まひ。より。縣の民。縣の官なと。常といひ。とと思ふへい。なれ耳されても。とい御料の縣なるを。後よい。かへて唯縣とさへいへとも。やうて御料のりよ。され成へ。諸国の某縣。こといへる地。

孝徳帝御時より。すんで郡と改められ。とも。わけて御縣

とやめて 上なる高市葛木をけり。め六ヶ野のは縣よ。此時使ひを遣はされて。戸籍と造り。田畝を校へ。められ。り。り。き。て。書。紀。よ。り。さ。れ。り。諸。国。の。縣。も。は。料。な。ら。ん。よ。い。と。も。使。者。を。遣。は。さ。る。へ。き。よ。さ。も。あ。ら。ぬ。は。縣。は。限。れ。る。成。へ。郡。と。せ。ら。る。よ。い。凡。え。只。唱。へ。を。變。え。ら。れ。た。る。の。と。か。り。屯。家。は。此。御。世。に。罷。ら。れ。る。こと。凡。え。り。叔。此。縣。の。民。の。耕。種。の。と。ま。な。と。い。ひ。り。か。り。を。ん。知。か。り。と。い。へ。とも。令。よ。見。え。る。官。田。の。條。な。と。考。へ。見。い。思。ひ。半。よ。過。ぬ。也。

田令よ。畿内よ官田と置とり。り。り。凡。え。り。是。は。官。の。差。配。み。て。耕。種。す。る。田。野。か。り。民。部。省。式。よ。凡。官。田。者。山。城。国。廿。町。官。内。省。管。八。町。大。和。国。十。六。町。省。管。九。町。河。内。国。十。八。町。省。管。国。管。十。二。町。国。管。七。町。八。町。

租調考

十

官田に役する人夫

田調

国営 和泉国云く攝津国云く其営種料稻町別一百五十束
十町 所獲苗子五百束国別長官主當其事と凡伊其耕種のさま
ハ田令も詳かり。

右官田人夫を役するを毎年官内省より前つもりを
調へ其筋へ達し取らるるなり人夫ハ雜徭を以て充
るなり右耕作の奉行は官内省の管内の雜任を年ごとく
代るく申付て其こととを掌らるむ是を田司と云年の終り
官内省收穫の多少を勘へて或ハ廢一或ハ賤す。

此外諸国の国造君直別縣主稍置なると任する土地
とがの

國造の
御物
書紀

賦役租

崇神帝の御時定め給へる御調物の制ありて何品と限れる
ものなく唯其所くの宜きを貢し又役も仕はれしと凡え
しりるハ書紀亦大化元年詔云其臣連等伴造国造各置已民
恣情馳使又割国縣山海林野池田以為已財争戦不_レ或兼并
數万頃田或者全無容針少地及進調賦時其臣連伴造等先自
收斂然後分進脩治宮殿築造園陵云とあるを凡るは伴造
国造なら土地を私して之つから收斂し公に奉るべきもの
をたろるるにせると咎め給へるなりハ調賦のこと凡て
志るく又同書ハ大化二年宣改新之詔曰云く嚴舊賦役而行
田之調とも凡えて旧賦役ハみつきよて調かり後ハえと
ちよて庸かり租ハ此外かり

○租調考

○十一

あるハ、是より以前の制をさしての給へりよてすなはち
崇神帝の御時の制なるへし但し是より後の御代々々亦
つて損益ありもす入るるなり。

穀麻桑と植蚕を養ふことハ神代よりありて木綿麻布絹
等の品々皆上つ代より貢物とせしなり中にも養蠶の道
ハ三韓朝貢する世よりありて韓人として諸國を養へり
印よりありて世上弘まると書紀ハ

雄略帝十六年秋七月詔宣素國縣殖桑又散遷秦氏使獻庸
調マシ古語拾遺ハ至於長谷朝倉朝秦氏分散寄諫他族秦
酒公進仕家寵詔聚秦氏賜於酒公仍率領百八十種勝部蠶

織貢調充積庭中云々自此而後諸國貢調年々盈溢更立大
藏云々と見えり是も調の此時より始まればハあら
と秦氏のものよおかせて絹を織りて貢りしめり
を云なり。

仁德帝の御時三年の間こらく人民の課役を免され宮殿
雨もれとも修理を加へ給はさりしと史も見えし此課役ハ
租調庸とこめていへりよて即脚料ハ屯倉の田租及種々の
貢物私領ハ国造縣主等の所有土地の賦役なるへしす入て
此租調の事ハ本居翁の博識すら上古のさま委しく知るる
と古事記傳も志るされしれハまじく吾儕の考ふべきよ

租調

上古租調

あらざるを如何せん。

孝德帝大化以来の事ハ書紀も今も委しく記されて明らなれハ次々志るべきを足るへし。

○孝德帝御代天下すへて方の御制度を改られて漢さまなれたる事たほし諸国の定めも国を分て郡とし所々の屯倉なども罷られ国造別君稍置縣主などの治め来つる地もことく公に収められて国毎に国司を任し郡毎に郡司をたつし是より上代封建の制やきて郡縣もかり田租賦役の定も更に一変せり。

上代ハ祭政一よて朝廷の大御事業ハ更かり諸国よても

田租賦役
郡司

国造其国の神事を司り民をも治めて世々其職を傳へ其地を領して。

朝廷は仕奉りこゝと此時より国の政事は国司の知る事

とかり国造ハ其下よつけて郡の大領少領なるとなされ

かり然れとも国造の号ハ停め給はるる国の神事は猶も

のまゝに国造の司る制よて

人を国造といひいもとよりよて其氏の家ハ其氏の首よるといひいハ同氏族の人ハみな同く某国の造と名のわしと其中よてえらひて郡司も任せられよるなれハ其郡司よなれる人のこハ神事も禰らされとも同氏の内郡司ならぬ人ハみな神事を後々までも夫のこハいハら

は終よは全神職の如くかりより後世国造といふ名の稀

書紀天武卷高
市郡大領高市縣
主許梅と云人あり
縣主あとも郡司
小任せられり有
成べし

く神社よのこれるハ此より成たり君別縣主稍置などの
たくひも世くつゝへて治め来り地ハさゝ出きて皆国
司よ屬せる郡領以下の吏よかりなき志をれハ君別縣主
稍置のたくひハ姓の尸との之成て後こよハ国造よ並ハ
職かりりると志るものさへ稀よまれり。縣主稍置のた
るハ是より以前も有るよ上世のありさまたと
へハ先代よ某地の縣主となされ一人の子孫其氏族とな
縣主と尸とせりハ職即尸かりき君別稍置なども是
同よさると其賜へる土地と大化ハ一新の時公よ收めら
れりハ是よりて某地縣主てふ名のこよて其地と知
るなれハ金尸とのとなれり此差別と弁へすハ後らハ
かくて惑ひ
かんものす

書紀よ

孝德帝大化二年春正月甲子宣改新之詔曰其一日罷昔在天
皇等所立子代之民處之屯倉及別臣連伴造国造村首所
有部曲之民處之田莊仍賜食封大夫以上云其二日初脩京師置
畿内国司郡司云其三日初造戶籍計帳班田收授之法凡五
十戸為里每里置長一人掌按檢戶口課植農桑禁察非違催
賦役凡田長三十步廣十二步為段十段為町段租稍二束二把
町租稍二十二束云其四曰罷舊賦役而行田之調凡絹絶絲
絲並隨郷土所出田一町絹一丈四町成疋長四丈廣二尺半絶
二丈二町成疋長廣同絹布四丈長同絹絶一町成端別收戸別
之調一戸貫布一丈二尺凡調副物塩贄亦隨郷土所出凡官長

租調庸
貢法定

者中馬每一百戶輸一疋若細馬每二百戶輸一疋其置馬直者
一戶布一丈二尺凡兵者人身輸刀甲弓矢幡鼓凡仕丁者改舊
每三十戶一人而每五十戶一人以究諸司以五十戶究仕丁一
人之糧一戶庸布一丈二尺庸米五斛云々と見えり今文を
省てくくよ引り委しく本書よつきて見えり是より租
庸調と三色の貢法定りて其量品ハ令よ載られたるところ
まつ租ハ田令よ凡田長三十步廣十二步為段十段為町段租
稻二束二把町租稻二十二束義解云田賦為租也又云段地獲
稻五十束束稻春得米五升也即於町者須得五百束也庸ハ賦
役令よ凡正丁歲役十日若須收庸者布二丈六尺一日二尺六

寸須苗役者滿三十日租調俱免役日少者計見役日折免通正
役並不得過四十日次丁二人同一正丁調ハ賦役令よ凡調絹
純絲綿布並隨郷土所出正丁一人絹純八尺五寸絲八兩綿一
疋布二丈六尺若輸雜物者云々次丁二人中男四人並准正丁
一人其調副物云々と見えり凡天下の田を悉公よ収め併
せらるて其田を官職ある人よハ位田職田なるとして其ほと
くよ給ひ百姓へハ口分田として男女奴婢よ至るまで人數よ
應して班ち多ハ其租税よ収めらる百姓の力よて空闲の地
を起したるなるとハ墾田と唱へて正税ハ徵れず私田なり三
善清行異見封事云公家所以班口分田者為收調庸舉正税也

とありて天下の百姓悉口分田と給ひて正税を納め又其身
よつきて調庸を収む。

班田のゆゑハ田令亦田六年一班とあり畿内ハ班田使を補
せらるる参議以上なり然れとも邊陲に至りてハ班授のな
き国も在りて足えて統紀天平二年大宰府言大隅薩摩兩
国建国以来未曾班田其所所有田悉是墾田相兼為佃隨旧各
令自佃焉とあり。

令の後慶雲三年九月丙辰遣使七道始定田租法町十五束及
點役丁と統紀とあり町二十二束の租と此時減して十五束
とせられりなり是天下大小の百姓の出以町の正税なり。

班田

正税
一町
十五束

百姓

賦役

班田

男二五

女一三

一石
二石五斗

一石
二石五斗

百姓ハ即良家と云ふ古代ハ農兵よて今の百姓と同し
らば京師へ衛士と唱へて一年つゝ勤番し又筑紫等へ屯
戍又ゆくと防人サキモリと唱へて三年つゝ役せらるるなり此外
軍事あれハ大將軍に隨從して其所に赴く海外の役も亦
然り其勤番屯戍の勞に隨ひて正税調庸を免せらるる。

今是を心得やすくいむ假令先百姓父子二人西丁なり妻と奴
とともよ四人の家あり班ちゆふ所の口分田男二段つゝ父
子合せて四段女減三分之二一段三畝家人奴婢並給三分之二

一六畝二通計して五段とかなる一段の獲稻五十束春米得二
石五斗一束米は春てこの内より一束五把を貢す即米七升

一丁 一石五斗
二丁 一石七斗
三丁 一石九斗
四丁 二石
五丁 二石二斗
六丁 二石四斗
七丁 二石六斗
八丁 二石八斗
九丁 三石
十丁 三石二斗

正丁 一人
正丁 一人
正丁 一人
正丁 一人
正丁 一人
正丁 一人
正丁 一人
正丁 一人
正丁 一人
正丁 一人

正丁 一人
正丁 一人
正丁 一人
正丁 一人
正丁 一人
正丁 一人
正丁 一人
正丁 一人
正丁 一人
正丁 一人

五合五段みて、三斗七升五合是と正統とす

一段ハ方五尺 一尺ハ曲尺の一尺二寸は是を大尺と云地を量るより此大尺を用るさたひかりを

為一步三百六十歩と一段とす獲稻五十束ハ上田の定

て中下田ハ次第劣りの定あり然れとも米二石五斗ハ過

當かりと疑ふ人あらん是古代近來外の制にかわりあれ

ハかり此こと未よりふへし

此外、正丁歳役十日若須收庸者布二丈六尺云とあり

て正丁 歳二十一より六十までの男 一人一年の内夫役十日使ふと立

物かり何るもあれ其身と夫役使ふ時ハ其通り若夫役

使はされハ其代りハ布とす一日二尺六寸十日ハ二丈

トス十月
二丈六尺トス

半減

調

六尺則一端と取るこれと庸布といへり此後慶雲三年詔曰

云く正丁歳役收庸布二丈六尺當欲輕歳役之庸息人民之乏

並宜減半とありて此時ハ庸布と半減よして一丈三尺とせ

られと見えし調ハ絹絶絲綿布並隨郷土所出と見え

正丁一丁に給されハ八尺五寸羨濃絶と八尺六寸餘絲と

と八両綿と一介布と二丈六尺雜物ハ鏡塩鰓堅魚

紫菜海藻等の類物と隨ひて定數あり又調の副物として紫茜

木綿漆黄連等と出ひ品とあり但し是等の品ととり揃へて

収るよハあらて品との内何かりとも其所の宜しきと隨ひ

て出せるされハ至て輕きると志るへし尤調庸ハ良家トカ

収む奴婢ハ此限りあり右を通計して一ケ年西丁二人妻奴共の収る所米三斗七升五合布二丈六尺絹八尺五寸其外調副物として些少の品を出たの租ハ三十三分の一は過す調庸を租に加へて積るとも西土上代什一の税よりハけること輕し。

玉く々々令の制正税の分量のるを論じて是よといささか不審なるありて別は僕考もあれとたとひうの考の如くても十分一は過さるかり其外は調庸なといふもの有りとも夫も何程の事もあり大寶の比かくの如くなれば夫より以前上古ハ猶も甚くなり

々んる思ひやるへとあり集義外書も本邦王代といふよ及は武家の代と成ても貢法を用ひられり古の制の残りよる所稀はあるをさくは皆十一の貢ハ過すと云く本居熊沢の兩翁くいおれんハ十一の事考據あるよや皇史は載る所ハ上よりふことく二十三分の一は過さるかり。

○神武帝以来世々定められし国造別稻置等襲封の土地を皆公は収め併せられて郡縣の制なされしは彼西土秦王の敵国諸侯を臣にして国を縣とせしとハ大は異なりとして或は是を議する者あり冗く其論は志げらる置

ぬ。今まで国造らの領知せし地、其外屯倉などの地も一切停止せられ、公田として是を百姓に班ち与へ、其田より正税を徴するなれ。大化一新の時、殊に軽く定められし物なるへし。其上租庸ともよ。慶雲年中又一等減少せられて、いよ薄く。欽よ成めり。尤めてたす事よて、百姓殷富なる所以なり。前よもいへることく、農よ兵あり、兵即農なれ。後世百姓よ殷富豪族のもの多く出来て、其弊終よ土地を兼併し、口公田なを買せしさま格文よ不えしれいよして墾田なとををも賣の私田ハ富有の家よ併せ領せしむ志るへし家人奴婢を多く召置て、威勢を振ひ、やもすれ。国司の命を用ひず。正税を収め、恣にして国害となし者あるよ至れり。又いし

へ諸国よ君別直箱置なといひて在し。人々の子孫、大化一新の後、其国よて猶勢ひありて、多くは国衙の官人よなり。さらぬもそとより家系を重くする風俗なれ。威望たうく、田地山林など、廣く領し。又国司の子弟親族など、京より下り居て、終よ其国よ土着し。一郡一邑よ長たるあり。かくぶたるひの名族、少なうらひ。是皆仕ふれ。王臣仕へされ。百姓なり。王政衰へて、源平争乱の頃、兩氏の将帥よ屬して、某国^{ソコ}人某住人など、称し、戦功をたて、武臣となれる輩、皆前よりいふたくひをばしめられ。差つぎて、代り名田多く傳へ、家人なとあやし扶持せし豪家の百姓なり。大名と云名も、名田多く

上記の安永三年四月の條、諸国大名不應回役とあり、大石と云ふ條もいひありけり。

田之租

地子
賃租

所持するもの起りて、鎌倉の頃の三浦、畠山のたらしは是なり。今世封侯と大名と云い、當らざるものとなり、是れと云ふべし。

叔右より、もろくの百姓は班ち給へる田の正税、是則天下に於ての貢物なり、其公田公田ハ位職田私田ホイヤト云帳口分田兼田ホマて授とさる間、又ハ没官逃也除官府の司れる田なり、所輸の定めハ又別よて、各田の上中下は随ひ獲る所の稻五分の一と収む、是を地子と云、又賃租とて、公田を一年限りよ、春時直を取て人よ与へ、秋よ至て稻を輸す定めあり、直をとるを賃と云、稻を輸すを租と云、かり、委しくハ田令よ見えより、かくのごとく耕作人より春時

のしひを取ときハ、秋の租ハ正税と同しく、一段よ穀一斗五外穀ハ粗なれハ五分摺よして七外五合則一段の正税の米も同し、かゝるよ、次よ引る、主税式の文よ、凡由かくの如く公田の收納兩様あれとも、賃租ハ少く地子のしひ多し、りよ、拾芥抄よ、租地子雖出、一流格式之時、租者數少、地子者數多と見えより、叔地子五分一のり、延喜主税式よ、凡公田獲稻上田五百束、中田四百束、下田三百束、下田一百五十束、地子各依田品令輸五分一、若惣計国内、所輸不滿十分之九者、勘出令填、但不堪佃田、聽除十分之二、其租一段穀一斗五外、町別一石五斗、皆令管人輸之とあり、是古代公田取箇の定めよて、米五十石を獲る所なれハ、拾石を

米荒お神々たりひの
まをまむくの時にも
地子官物いかにれ
るんよたか今んんん
堂乃支仔まよと我
ちくときほんん住
ゆんん

公納と四十石を下収とす今所謂二つ免なり

正税よまけて公田の租を地子と唱へたるこ実ハ此地子
とりよもの今の年貢の根源よて今の地子とりよものと
を同一からん洛中の地子を免すなどの類ハ

朝廷へ貢る租をゆさされしを云かり市中宅地をのこ地
子とりよよいあらん諸国よありこ国この地子ハ国司
是を支配す格式の書よ地子官物と並稱するをめてある
へ官物ハ正税なり地子ハ公田の租なり近世の稱呼よ
混していよへの事実をあらやするへうらん

中葉藤原氏天下の大権ととり代る大臣攝関よ仕し其一門

富貴を究め封戸功田賜田なとより私の墾田園地等あくま
て領し其餘の播紳勢家これくこのことく富榮を競ひ官祿
を世くし不輸の所を傳へて国こよ莊園と唱へ家司を置
て更よ国司の吏務よ與うらん又神社佛寺の封戸賜田あり
就中浮屠の徒我意を振ひ檀よ田園を領し山林を占し国司
の命を用ひす

類聚三代格延喜二年三月の官府尔應禁断諸院諸宮王臣
家假民私宅号庄家貯積稻穀等物事右諸院諸宮王臣家於
諸国部内或本有田地自立庄家或新占山野収其地利因此
等一支各求便宜借民私宅積聚稻穀等物号称庄家好妨官

物・国吏之力不敢制止・出舉收納不能自由・公事難濟賦此之
由ゆとり足えて此ころ既ならば庄園の国務を妨さげし勢いきひええ
たり是より後漸しく盛さかなり国くにとして庄園なき地ちはななく
是を司つかさどる者を庄司・庄家しやうななといへり今諸国しよこくは何の庄しやうと唱
ふる地ちは此庄園しやうえんのあとあとかかりさる故ゆゑは境界けいがい廣ひろ狭せまひひか
ららぬ又庄名しやうなのさ地ちもありさるを何の国くに何の郡ぐん何の庄しやう何
の村むらと必かならずいふへき物ものと心得こころえるは誤あやかり国郡郷こくぐんきやうと次第しだいす
る事こと本法ほんぽうかかるよよし・荻生おぎせい氏のし念ねん留りゆう別べつ志しよよいへり
かくの如ごとくよよて国守こくしゆの推おし日ひよよ襄じやうへ正税せいぜい欠か乏はせししりハ
後朱しゆ權けん帝てい寛かん德とく年ねん中ちゆう庄園しやうえん停てい廢はいの宣せん下げあり猶なほ又

後三條帝の英断此弊を矯むと思し召て記録所を置れ国々
の庄園の文書ぶんしよをりして多く停廢せられしと決河の勢いきひ
支さへかかゆる

白河帝より

一 後白河帝の比ほひよ及て又諸国の庄園いよよく多くかり才
朝廷てうていよりして

院の御領の外ほかは庄園を置れ男女の親王又寵姫等しやうも分ち
下され別べつして寺てらへへいあまあまま所しよを給たまはりなれは庄園ハ公
の常事じやうじとなれりことくよよて法ほうハ上かみ下しもの崩くづれくづり其後

國司任國
止

守備
地頭

平相國權を專一して一門悉く高位高官に登り天下の諸国
を半過りて是を知行し其上荘園五百餘箇所及び國司
の知る所百の一をかり終は國司任國にたもふくるまへ
なくて目代と云を遣いて國を治めしむるは
皇威は振はす上軽く下重くかりて制令も行はれずか
かりしはとよ國よては兵士とも頻年軍糧を託して正税
をたさへ荘園を侵し天下襄乱の極となれり源頼朝卿一身
の力よて平氏の乱を平らけ兵馬の權を握り文治元年奏し
請て諸國を守護を置荘園の地頭を置つら惣地頭後又
捕使巡吏將とかりて是とスミ拵り諸國の地頭を以て家臣を以
軍に任す

五合
武家
故
米
一斗

ては是より國守の權守護を移り領家ミカドに無り如くして專成
家一統の世と成ぬされハ公家の租税の法も形斗ハ存て其
實ハ大に一變せりうハ國よ守護地頭をたよし軍糧
として五畿山陽山陰南海西海二十六國段別ハ米五升と課
すとあれハ國衙荘園の租税むしより定まりの外は五升
つきの米を武門に輸せしとたとへハ一段段の地の正税七升
五合ハ公家よ収め軍糧五升ハ武家よ収め二重の年貢とな
れり叔後よハ守護地頭ら農民よとるところ奇酷としてた
のつら官物にたろうりよかり或ハ争乱のよされハ公家
の荘園と武士の押領せりも有し兼久以後の軍記なとを

見ても志るへりさて右の一段五升ハ国衙の知る所の正税の外は守護人の収る分量といへるよて其元暦文治以来全武家の私領田園となれる地の年貢ハもとより差別あるへさるかり。

上世より。

朝廷の百姓より国々の住人鎌倉一統以後土地を率て皆鎌倉の臣僕とかり弓馬と以て家の業とし是より諸国の武士盛大に成ぬといへとも猶其本居は土着して兵農ワレ也。

朝家の正税ハ形のことく収め来れり叔此諸国の住人ら

る耕民より收納する所の定めハ今の世は豪農は田畑と作人を授て其作得と収るたらしみや似れハ取箇の多うるへさる勿論なり猶此るハ末は委しくつへし。

東鑑は実朝公の時関東諸御領乃貢可被免三分二假令毎年一町次第巡儀すべしとあり是ハ諸領分一度は免するはあらず一町つて代り其租をゆるびると聞えり三分にして其二つを百姓と与れハ則三分一の租なり或書は此時代の租税凡地頭四分取百姓六分を取地頭四分の内一分ハ朝家の貢に納む是より四公六民の法起まりといふ此説たしうかたら孫と鎌倉の時代までハ猶国司も任せられ公家の

三
三
三

ナ
ナ
ナ

心
心
心

荘園郷保も形の如く有りけるハ一分を貢ふ納むと云ふ事も
 有へきや。白尾國柱の成形圖説云。或書は楠中將ハ十分
 ありて其二を納めしるあり。此時隣國の民子來して山林ま
 ても居餘れりあり。鎌倉以來武家の取箇凡三分一の上な
 り。今を楠公十分の二を収め八分を免されしハ。特は薄税
 ならハ農民の集ひ來り今も今も今も今も今も今も今も今も
 後醍醐帝一旦北條と誅鋤し。王政ふるまふかへりぬれ
 とも。又尊氏謀叛して再ハ武家の代とかり。義満に至りてま
 しく跋扈し。是より公家の投ことごとくを廢り。國司も絶て守護
 はよりかり名ハ守護といへとも。實ハ其國郡を已り有と

1.
 朝家へ正税を収め。荘園も亦如此終。天下の田悉私領と
 かり。偏ハ武門のまゝ。泰々なるも。
 天胤之尊として。土地人民を知りぬるも。なく。僅の御領。荘
 園等と。うけ傳へ。なと。給へるあり。さや。申も。中か。る。事。
 清輔初臣の款。ふ。う。う。と。せ。う。今。ハ。悉。し。き。と。も。有。し。と。
 北條の政務よりハ。一際。ま。さ。り。たる。
 朝家の御に。と。ろ。へ。と。な。ん。成。よ。る。も。

將軍家譜云。尊氏使細川和氏監諸國租稅之事。和氏悉押公
 家領地。以為武士軍忠之食祿。於是師直等私領皆倣和氏之

所為攝關大臣以下諸公家皆到師直宅歎詠之尊氏直義聞之僅分授領地とあり淺きよ世のたとるへうれ

成形畱説云足利氏の時より四分六分とて十よりして四を収て六を百姓よ与ふるの法を行へりといへり當時十より四の公入の事外も所見あれとこい凡の定よて今の世と法一ならずす六十餘州の内所もより又其地頭よもよりて必一様かるへうらひまして應仁の頃よりハ横歛苛政思ひやるへ一足利の末の有様玉くけよ大名小名面こ心任よ領地を治め隣国と攻とるを勅とする程よ面こ武威を盛よ兵力を強くせん為よ改く人数を多く扶持するうら年貢

徳仁以後

とも過分よ多くとらていたらぬやう成て年々増とるも成りかり大く此戦国の時のもやう田畠の物成の内わらう農民の命をつけて飢よ及ぬりと百姓の手よのこ其餘ハ皆年貢よとれる位のるかりハ其一よるからぬやとあるハならばさるへい

王制廢れて鎌倉の代より三分一或ハ十より四の取箇の法はまれり重歛ハあれとも鎌倉の代より諸国の住人皆

朝家の正税を出は故耕民よりハ十より四を収るも猶可ならん足利の代より後ハ

朝家へ貢獻止て田畑の物成悉地頭給人の所得より夫も
ても猶軍役も給せ給して農民を苦しめ徴り上下困窮し
て終に室町傾覆しぬ。

○近世田租の法を論ずるその王制一段獲稻一束五把の定
めを引て今の田租と比較し甚過分なるよしをいふ一わ
づりの論よて委しからばうまといふよ一束五把ハ

朝家班授の田の正税よて其餘の公田ハ租法別あり牙謂

地子よて五分一よあた賃租班授の田をうけて租調を奉る者ハ

良家の百姓なり此良家ハ家人奴婢奴婢今の被官百姓な

其家の内は抱へ置とのこりよハあらば良家と奴婢あま

とかれよハ今の世頭ハ長百姓と小前水呑のことハ

たありて口分田よりけりて墾田等廣く領し是を耕管せ
しめて其獲稻の内奴婢の勞は酬ひ口腹を養ふほとを量り
て免し其餘を良家の所得とするからへ奴婢ハ調庸も出
さば良家の蔭よ立ものよて耕作の勞を以て餬口す良家ハ
其田の作得を收納して

朝家へ正税及調庸を貢る故も昔時といへとも奴婢の家よ
り収る所ハ十々三四ならんと思はる志らふ故ハ

朝家へ収る公田の租すら五分の一なれハ後世の地頭給
人ハ此良家の豪族なり土民ハ昔の奴婢なり士の農よとる
ところの租法爰も權興するよあらば後世兵農全くわいの

兵農分

而難く事後
庸モワトを

れで今の百姓ハ耕はのミ軍役屯成ふも村もふるは調庸も
つとらひ事ある時ハ只武人のミ身白刃を犯し堅きを碎き
強きを禦くの艱難ハ當れハ民よとるの多よも止を得ざる
勢にて今日是をあふかちよ重斂とりよへくは是王制正
税の法とい其本異かる故なれハ今封建の世として一概
よ其輕重を論じかよ一りより王制の薄税かりよを
聞て是を今日またくろ農家の者かよ今とろく上をう
とまかんといまひるかるへされいと上またつ
人ハ今日の姿をもとよものるをいよへくはよくへてハ
下民の大よ苦むよけをもちらひ殊々上よ年貢運上をよ

一課役をよけ調達金なると唱へて民の財を取上んまよ
よ是らひハ王圃よ論はれたるを末よ列り

○上古田幾町と云鎌倉の代よなほ町敷をいへり後よ貫高
と云り始まり足利の代專貫高を以て唱天文の頃より今の
石高よ成まりと見えよ検地のる武家の代と成てハ應安元年
足利義満諸国よ令して検田を汝汰せよあれよいよ

北朝一抄の時ならぬハ徴とよかよ天野信景の塩虎よ天
文二十二年三月將軍義輝公より国々の守護人よ令して国
々の所領をれ日記を以て言上へよきのよを仰せ下は
仍て国々知行の地自領他領となく一国限りよ記せり高木

天文繩

光資上野晴時の兩人諸国の帳を受取て是を改む俗は是を天文繩とすは是なり此時檢地惣高千八百六十九石七斗二百四十二石壹岐對馬の二嶋は此外なりといへり又しよ是より四十年ハハリ後天正年中は豊臣氏の日本惣檢地とすふる有て其時一段を三百坪は打詰一段より六十坪つを削りて日本國中よて凡八百方石余打出されし事あり是を豊臣氏のさし出し高と云と見えしより按ずるは家忠記は文祿四未年六月秀吉諸国の田畑悉檢地し餘分の賦税を収公せらるへき旨命ありと云ことミ伊天正より文祿はわりて諸国を檢地せし成へし豊大岡古法を變へし三百六

高
豊臣氏

級別

一石六斗

十歩一段と此時三百歩は縮めて一段の取米は猶三百六十歩の時の取米を用ひられしよりやさらしては八百万石の高打出はへきやうなりかくの如くなれば民は困りしをいふん叔此時代の取箇の定めは成形畵説は文祿四年豊大岡九ヶ條法制の中は天下之賦税三分二者地頭取之三分一者百姓自取之へきより見えしは當時の田賦は田一段は稻一石六斗粟は一石二斗と首として村の位次は二斗下りは賦又下り村の畑は下村の畠より一升下りは賦也とあり一石六斗五分摺よして八斗の米を一段より出はなれば尤強は取箇かり租税の苛酷は成るは實は豊臣氏は極れり

とつゝへー。

集義外書よ云むくハ農と兵と一よりして分れず軍役ニ
な民間より出より。武士皆今の地士と云者の如くなり。後
のとき城下へ出て屋形を並へ居ることハなかり。士
と民とわかれずして十の一を出し。別よ士を扶持す
る知行としてハいらさる。かり。恭儉質素よりして驕奢なされ
と費なす。十の一よりして満はれり。今ハ士と民とわかれて
士を上より扶持する故よ知行とつひ扶持切采とつひて
多くいるかり。十の一のつひとておよ。十の二三とりてもた
らぬ。農よ兵か。故よ民奴僕と成てとる事つよく賤く

物成の

成より。故よ農兵の風よえてのちハ一旦治るといへとも。
君も士も民も離れくよ成て果とい惣つまりよ成へしと
あり。熊沢氏二百年前よありて先見のこととく。今の世惣つ
まりとなれり。因て今諸候士と土着せしめんとする議あ
れとも。たやまよく行れく。叔此兵農わかれて。諸国封建
の勢ひとならる。既よ鎌倉より其漸となせり。然れとも全
封建となれり。織田豊臣の時代より以来のものと其以前
を諸国の守護人など称し。やく諸侯の姿よハあれとも。鎌
倉までハ武士なほ土着して。

朝家の正税と貢し。郡縣の形ち残れり。足利の代より其姿

之失^{ツセ}て

朝家と茂如し恣かりく其名目ハ猶旧き^レ因て守護地頭と唱へ国主城主なりし^レなりし^レ豊臣家の時といへども。

天朝より新令を下し郡縣を廢し封建の制を立させらるる昔ハ見えされとも諸侯を封し国を建ること^レ戦国割據の勢より終^レ豊公の時^レ至てかく定まれるものなり是志^レなり。

皇国の形をつくらざる勢よて大化以前上古のありき^レは復し武威おびく強く万国は秀^レる。

神州の名むなしからぬハ偶然ならん必

天祖の照鑒ある所ならん^レ歷朝詔詞解^レ。

天智帝の御代の事と論じて漢国ふり^レをまひひて郡縣の制^レなされ^レハ^レハ^レハ^レをめて^レく^レ整ひ^レ備を^レる^レ如く^レハ^レ誠^レハ^レ是^レ中^レに^レ。

朝廷の大御^ハ稜威^ハの^レた^レら^レへ^レま^レひ^レへ^レ基^ハと^レは^レめ^レる^レる^レその^レあり^レら^レる^レ中^レ僅^ハ五^ハ百^ハ年^ハ斗^ハら^レほ^レと^レや^レう^レく^レよ^レく^レつ^レれ^レも^レて^レ甲^ハよ^レて^レ保^ハ元^ハ平^ハ治^ハ元^ハ曆^ハ文^ハ治^ハの^レ引^レく^レよ^レり^レ天下^ハ諸^ハ国^ハの^レ有^レさま^ハハ^レ又^ハふ^ハら^レさま^ハよ^レ立^レり^レへ^レり^レて^レ此^ハ常^ハ典^ハと^レ唯^ハ名^ハの^レ殘^レり^レて^レお^レの^レつ^レら^レ又^ハ上^ハ代^ハの^レ形^ハも^レ成^レり^レへ^レり^レた^レる^レ。

なるゆゑや云く又百姓も年代久しく馴来りたる年貢の
事なれば今の定まり有り必上るべきいづの物と心得
ゆて是を過分よ多しと思ひぬるまれば不便なりと
年貢の定まりの通りなるべき事なればせめて右の子
細をたほしめさし今の百姓の心身を勞するも古より
り甚しく年貢の大きき物なりといふを朝を忘れ
給ひ不便と思ひて有来りたる定まりの年貢の上とい
きつゝ増ぬやうは少くも百姓の辛苦のやままる
やうよと心づけし事と御大名の肝要なるべく下
この役人もちよてもこの心づけを第一として忠義と思

ひ、随分百姓をいさへさむねを常く仰付らるべき
御事よとあり誠は此論今時の弊を責て志すを其言
迫切ならし味ひ有て意深し諸侯大夫にもよみ未
いさすまで民政もあつる人々此心得あらざりし
りかり又ちよきころ諸藩の商法を削くる上下を利せん
る為かるをあく心得て當りの利益も眼くらさ未
の爲に思ひはさあく新法を設きて国産の品を取捌きか
と下の利を上へ奪ふやうなる仕方ある時其国所の衰
微となるのをなからし終に民心怨望して離畔するに至る
へ大御宝をかくさすも苦くしてよろらんやうへもく

天下の蒼生は天照大
御神より皇孫命
によきしをたす大
御宝なり荒祭官

の御託宣ふも人民
ら皇大神宮の御
室なりと語り
と思ふへし

と心すへき業かむし。

右に基る所租税古今沿革の概畧かくの如くなほ其尺度畝
法よも近古の遠ありて拂い古へは倍一段畝の如くは
減せり又穀納やまて米をさめと成るの類ひすへて是らの
差別を細くよ弁へけりて今を以て古へを考ふるは違ふ
こと多かるへし。

今其度量の古今相違せるあらまじと論せんは王制天下
の百姓班授の田の正税は一段は米七升五合公田の租は
五分の一其一段とりふは五尺四方是六尺と云ものし大
一尺二寸かり五尺は即今の六尺に當る是のこは今と
はらば頼山陽の著書のうちより一歩古へ八尺今六尺とい

一歩は
三寸は

今判外

へりこは周より八尺を用甲るゆえとれとるは西土の
とこ皇国より上代より八尺を用ひられしなり今の文
を考へて知へしを二歩とる三百六十歩也上田一段の得
米二石五斗の定まれば今の一段は二石八升三合有
奇かり一歩より六合九勺有奇まれば一升三四合の粗は
當る今の外は當今の株は比ふれば九三分一ほどくいへ
り三畧攷畧より一升は今の三合七勺八抄弱とる暫く此
説よ因て算すれば一段二石八升三合有奇は今の株の七斗
八升七合四勺有奇一歩より二合六勺二抄是粗の五合二
勺一升をすりて米はよりかり今現は諸国の上田の得
る所をさるは押概一歩の粗一升の内外を以て租を量る

備前
 三ノ
 室町
 十ノ
 四
 此ノ
 三ノ
 一
 此ノ
 三ノ
 一

王制一步の租五合二勺なれ。近代年貢積りの強きを知
 へし。假令ハ古代五分一の租といへとも。一段の得米を七
 斗八升七合四勺有奇と。此五分一壹斗五升七合有奇と。
 近世の如く上田一段の得米凡石五斗と。時ハ此五分一
 と三斗五升ハ唱へハ五分一とて。上と下と。野の實ハ一
 斗四升餘多し。武家の世とナリて。鎌倉の三斗一室町十斗
 四。豊臣氏二斗五升。近代五斗五升。或ハ六斗四升。などの租法。
 叔納めを米納めとナリ。浮役諸運上なると。何くれと課役の
 條目もいできて。世の代る毎に減るのみなく。取増のとまれ
 と。心あらん人。既往と考て。將來を制すべし。

是を以て見るに。世の降るに隨ひ。彼につけ。是は法をて。民よ
 とるのよもく。厚うらとさるは。其上む。ハ国又調急の
 田あり。救急の稍ありて。民の飢乏を救ひ。水旱凶蝗必蠲符を
 下して。租調を免し。又
 朝廷大祀あれハ。八十以上高年の者。又鰥寡。惻獨と賑恤し。田
 租或ハ調を免せらる。たろハ。後世絶て。あさ。所也。然るに。今
 幸ひよ。
 皇政御一新の盛運に。獲り。
 列祖の御偉業に。基き。
 當今の御仁徳を。體認し。天下大小の候伯。各其国郡の民政を

孝徳帝の御時群臣
 一恠して民を使ふ
 乃道と問ひかへ
 小大臣の先神祇を
 祭鎮して然後政事
 と議へると奏せり
 一かとも思ふ
 へき事とあむ

一洗志給はん乎かの神代橋小門の被禊の如く非常の大英
 断もて旧弊の穢惡を悉く解除し清くしき赤心もてまうつ弟
 一又神祇を敬ひ盛よ祭事を興し災と穢ひ害と除き農桑を
 勧め猶又租税の事ハ博く時代の沿革を考へ古今を商量し
 軽重其宜きを得疾苦を省き課役を薄くして民の生を厚く
 ろめ食を足本を強くして
 天朝の藩屏たらんことを心づけりまふまふや

慶應四年辰四月

三浦千春記

三浦先生著
 大矢田神蹟考

近刻 全一冊


此書ハ美濃國大矢田村ふる天若日子下照姫天孫女等の神蹟
 及藍見川の河ふる卷山の考よて古事記傳の附録とすき書なり

發行	江戸日本橋通一丁目	須原屋茂兵衛
	同 通二丁目	山城屋佐兵衛
	西京麩屋町通寺町西	池村久兵衛
	同三茶通寺町東入	丁子屋源次郎
	大坂心齋橋筋北久太郎町	河内屋喜兵衛
	同 安土町	河内屋和介
	尾州名古屋本町通七丁目	永樂屋東四郎
	同 通四丁目	永樂屋正兵衛板
書肆		

書肆

發行

江戸日本橋通一丁目 須原屋茂兵衛
 同 通二丁目 山城屋佐兵衛
 西京麩屋町通寺町西 池村久兵衛
 同三茶通寺町東入 丁子屋源次郎
 大坂心齋橋筋北久太郎町 河内屋喜兵衛
 同 安土町 河内屋和介
 尾州名古屋本町通七丁目 永樂屋東四郎
 同 通四丁目 永樂屋正兵衛板



040709-000-0

345.21-M573s

租調考

三浦 千春/著

M2

BDE-0406



345.21

M573A